

# 香芝市 自主防災組織 マニュアル

大災害に備えて・・・できることから一つひとつ  
安全・安心のまちづくりへ向けて、備えを重ねて  
いきましょう。

香 芝 市

平成30年2月

## <香芝市 自主防災組織マニュアル>

できることからチャレンジしてみましよう!!

2011年3月11日、誰もが予想もしていなかった東日本大震災が起こりました。3つのプレートが500キロメートルにわたって連続して動き、結果、最大震度7の地震に続き、大津波の襲来、加えて東電の原発事故が発生し、多くの方々が被災され、また、犠牲となりました。まさに日本全体に大きな衝撃を与えました。

これらの震災は、私達の地域においても大きく懸念されることです。近海には、東海、東南海、南海の3つの海溝型地震が想定されており、歴史的に考察しても100年から150年周期で地震・津波が起こっています。また、先般の内閣府発表の「南海トラフ巨大地震（海溝型地震）」の想定では、最悪のケースとして、本市は最大震度6強の揺れが見込まれています。

加えて、奈良県下では、活断層として中央構造線断層帯をはじめ奈良盆地東縁断層帯、生駒断層帯、大和川断層帯、千股断層、名張断層などの断層帯及び断層があり、どの断層帯等の地震についても何らかの影響を受けると推定されます。

特に、本市の近くを走っている「中央構造線断層帯」は、金剛山地から和泉山脈、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘まで達している、約360キロメートルに及ぶ非常に長距離の断層帯です。平成16年発表の県の調査によると、海溝型地震よりも、この断層が動いた場合のほうが、本市に一番大きな被害が発生すると予測されており、その規模はマグニチュード8で最大震度7となっています。

このような大きな災害をできるだけ最小限におさえる、いわゆる減災には、自主防災組織の皆さんのお力添えが不可欠です。自主防災組織の皆さん方には、本マニュアルを活用して、できることから実行していただければ幸いです。

<目 次>

第1章 自主防災組織とは

- 1. 自主防災組織とは ----- 1
- 2. 自主防災組織の平常時と災害時の役割 ----- 1
- 3. 自主防災組織の編成と活動例 ----- 1
- 4. リーダーの行うべきこと ----- 3

第2章 災害（水害等）が発生した場合に、自主防災組織は何を行うか

- 1. 時間的な経過に伴う自主防災組織 ----- 5
- 2. 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達 ----- 5
- 3. 避難行動 ----- 7
- 4. 初期消火活動 ----- 9

第3章 平常時には防災活動はどのようなことを行うか

- 1. 地域住民への防災知識の普及・啓発 -----11
- 2. 防災、防犯のための危険箇所把握と要援護者対策 -----12
- 3. 防災資機材の整備・点検 -----12
- 4. 自主防災組織の防災訓練 -----13
- 5. 協働による自主防災組織の活性化 -----14

<参考：避難行動要支援者の安全な避難のために・・・支援のポイント>

-----16～20

## (はじめに)

自主防災組織は、地震などの災害が発生した時に、地域の皆さんの生命を守り、被害を最小限にとどめるために、地域の防災力の向上に努めていただき、災害発生時に効果的な防災活動を行える地域づくりが求められます。

また、組織の構築だけではなく、日頃から実践を想定した防災活動計画を立て、地域の皆さんが協力して防災活動に取り組むことが必要です。

## 第1章 自主防災組織とは

### 1. 自主防災組織の役割

#### (1) 防災対策本部の役割（自主防災組織内の防災対策本部のことです）

自主防災組織は、日頃から地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施等により、災害に対する備えを行います。そして、いざ災害が発生した時は、防災対策本部を立ち上げ、地域住民の防災活動を指揮し、防災関係機関との連携・協力のもとに、被害を最小限にとどめるための重要な役割を担います。

### 2. 自主防災組織の平常時と災害時の役割

#### (平常時)

家庭内での安全点検及び各種の防災訓練を通じて、日頃から大規模な災害に備えるための活動です。

- ①防災知識の普及・啓発
- ②地域内の安全点検（地図上に記載）
- ③防災訓練

#### (災害時)

大規模な災害が発生した時に、人命を守り、災害の拡大を防ぐために必要な活動です。

- ①初期消火
- ②救出・救助
- ③情報の収集・伝達
- ④避難誘導
- ⑤炊き出し・給水

### 3. 自主防災組織の編成と活動例

本 部：会長、副会長及び各班長が一カ所に集まり、防災対策本部を設置す

る。会長、副会長は各班の活動を総括する。

- ・ 災害情報の収集と活動内容の決定
- ・ 班ごとの任務割り振り
- ・ 活動状況の把握
- ・ 市などの防災機関との連絡、調整

**情報班：災害の拡大防止のため、災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。**

- ・ 地域内をパトロールし、被害状況や住民の避難状況などの調査を行って、防災対策本部及び市（災害対策本部）に報告
- ・ 防災対策本部及び市からの情報や指示を住民に伝達

**消火班：地震発生後の火災の警戒及び消火活動を行う。**

- ・ ガスの元栓、電気のブレーカーの切断を住民に徹底させ、出火防止を図る
- ・ 火もととなっている建物の住民に避難の確認
- ・ 火災発生時は、消火器、バケツリレーによる初期消火
- ・ 消火栓の活用
- ・ 消防本部の誘導、ホース延長等の消火作業の補助

**救出救護班：大災害では多数発生する負傷者や病人に、自分達でできる応急手当や救助を行う。**

- ・ 倒壊家屋の下敷きになった人の救助
- ・ 負傷者に応急手当の実施及び搬送（近隣の医療機関へ）
- ・ 応急救護所の設置及び協力
- ・ 避難所での避難住民の介護

**避難誘導班：住民を安全確実に避難所に誘導する。**

- ・ 避難路、一時避難場所の迅速な安全確保
- ・ 班員は避難住民の前後及び側面に立ち、避難者を保護しながら誘導

**給食給水班：大災害では停電、断水、ガスの供給停止が予想され、食料や水が不足するため、救護物資が到着するまでは、自家持ち寄りなどの食料で炊き出しを行う。**

- ・ 食糧や飲料水の調達、調理、配給

(以上は、あくまで活動例ですので、自主防災組織内のできる範囲内で役割班を決めていただければ結構です。)

#### 4. リーダーの行うべきこと

自主防災会のリーダー（会長、副会長、各班の班長など）は、自ら防災に関する基本的な知識や技術を身につけ、日頃から住民の防災意識を高めることに努めます。また、災害発生時には、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。

##### (リーダーの役割 1・・・情報伝達の体制整備)

市が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」(以下、「避難勧告等」という。)は、自治会長宅へのFAX送信、広報車等により伝達しますが、それだけでは正確な情報が全戸へ伝わらないことも予想されます。リーダーは平時から自治会長との連携を密にすると共に、災害時には全世帯に組織的な情報伝達がなされるような体制作りが必要です。

##### (リーダーの役割 2・・・支援対象者の把握と支援者の確認)

市では、一人暮らし高齢者や体の不自由な方など、災害時に自力避難することが困難な避難行動要支援者(以下、「要支援者」という。)の名簿を作成し、自主防災組織に開示しています。

リーダーは、常日頃から支援対象者を把握しておくと共に、災害発生時には支援担当世帯がきちんとサポートができるかどうか確認することが大切です。

なお、要支援者1名につき、支援担当世帯を少なくとも2～3世帯を決めておくことで、支援活動が迅速に行うことができると共に、万が一、支援担当者が不在でも可能となります。

##### <避難行動要支援者名簿とは・・・>

自主防災組織内で避難時に支援が必要な人など、地域に住んでいる要支援者を把握するための名簿で、安否確認や救出、避難誘導の際に役立つものです。名簿は、ご本人の同意を得て作成したもので、支援担当世帯の割り当てなど避難誘導対策に活用してください。

なお、名簿の取り扱いに関しては「安易にコピーや配布をしないこと」「業者等外部に情報を漏らさないこと」など、プライバシー保護に十分注意してください。

### (リーダーの役割 3・・・防災資機材の点検・整備)

災害時の防災活動に備えて、日頃から必要な資機材を揃えておくことは必要不可欠です。地域の実情や組織の構成を考慮した上で、よく検討をしてください。また、いざという時のために、資機材の点検や取り扱い方法に日頃から慣れておくことが大切です。

(香芝市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱 参照)

### (リーダーの役割 4・・・自主防災組織の活動計画の策定)

自主防災組織の現状を把握し、組織の活動目標や防災訓練、研修会などの計画を策定することで、組織の意識を高めます。リーダーは、率先して多くの意見を聞き、組織全体で取り組みます。

どのような活動を行うかについて、中長期の活動計画を立て、実行していくことが大切です。また、実施にあたっては、専門的な知識をもつ消防署・消防団などの協力を得ることも考えられます。

## 第2章 災害（水害等）が発生した場合に自主防災組織は何を行うか

### 1. 時間的な経過に伴う自主防災組織の活動

#### （避難準備・高齢者等避難開始発令時）

- ・避難誘導班による要支援者の避難支援
- ・情報班による災害関連情報の収集・伝達
- ・市などからの情報を正しく伝える

#### （避難勧告発令時）

- ・避難誘導班による避難誘導
- ・情報班による避難誘導状況の確認
- ・避難行動中に負傷した者の応急救護や救護所への搬送  
→→→困難な場合は消防本部へ

#### （避難指示（緊急）発令時）

- ・避難誘導班による避難誘導
- ・情報班による住民避難状況の確認

#### （避難所生活について）

- ・避難所での避難生活
- ・避難所の市職員に対する協力活動
- ・給食給水班による炊き出し
- ・要支援者に対する配慮

### 2. 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

市が発令する避難勧告等の重要情報は生死に関わることもあるため、迅速・正確に住民に伝えることが重要です。同時に、避難行動中に確認した地域の被害状況等、重要と思われる情報については、とりまとめの上、市の災害対策本部に報告してください。

#### （1）情報収集

##### ①収集する主な情報

- ・市が発令する避難勧告等の重要情報
- ・道路の浸水状況、河川の水位状況等、避難に必要な情報
- ・地域内の被害状況（死傷者、建物の浸水状況等）
- ・住民の避難状況（一時避難場所の状況、避難人数等）
- ・その他、緊急かつ重要と思われる情報

#### （2）情報伝達

- ①情報伝達を迅速に行うため、連絡網を作成するなど、組織内の連絡体



制をつくる。

- ②市(災害対策本部)からの連絡・情報は、自治会長宅設置のFAX送信、広報車、市内配布文書等により周知します。
- ③伝達する主な情報
  - ・気象に関する重要情報(大雨、洪水など)
  - ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)
  - ・その他災害に関する重要情報
- ④避難勧告等の重要情報は、連絡網を使って確実に伝達するとともに、電話が不通の場合には、「情報班員」が各世帯をまわるなどして確実に伝達する。特に、避難に時間を要する要支援者世帯へは優先して伝える。
- ⑤避難所への避難が完了した後、自主防災組織の会長、または情報班の班長は、住民の避難状況(避難人数等)を確認し、避難所にいる市職員へ報告する。このとき、自治会内の被害状況等重要な情報がある場合には、それも合わせて報告する。

#### (留意点)

- ・高齢者等の要支援者世帯については、特に、日頃から誰が誰に伝達するか体制を確立しておく。
- ・必要により、口頭だけでなくメモ程度の文書も活用する。
- ・災害時は、噂やデマが流れがちなので、情報はできるだけ確認する。

### (3)用語の解説

#### ・避難準備・高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まった状況です。避難行動要支援者名簿に登録してある方や避難に時間のかかる方の避難誘導を開始すると共に、それ以外の方も家族等との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始します。

#### ・避難勧告

通常 of 避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況です。避難準備を終わった方々から、一時避難場所へ避難を開始してください。

#### ・避難指示(緊急)

前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害が発生する可能性が非常に高いと判断された状況です。避難指示が発令された場合は、その地域にお住まいの方すべてが、指定された一時避難場所へ直ちに避難をしてください。

### 3. 避難行動

市から避難勧告等が発令された場合には、避難誘導班を中心に迅速な避難活動を行ってください。避難の遅れが生死に関わってきますので、非常に重要な活動です。

特に、1人では行動できない要支援者世帯には、最大限の支援をお願いします。

#### (1) 避難

- ①避難勧告等が発令されたら、情報班員などが速やかに全世帯へ伝達する。
- ②避難誘導班員は、決められた一時避難所への避難を誘導する。(要支援者の避難を優先)  
なお、一次避難所が使用不能の場合は、市災害対策本部と連絡をとり、直接、市の避難所施設へ避難する。
- ③要支援者は、状況に応じて担架、車いす、リヤカーなどにより搬送する。
- ④避難者の把握を行う。不明者がいる場合は手分けして安否確認をする。
- ⑤避難状況は、随時、市災害対策本部へ連絡すること。
- ⑥一時避難所から避難所へ移動する場合は、極力集団で避難する。しかし、場合により避難所への経路や避難所自体が危険と判断される場合は、対策本部へ連絡し、別の場所に避難することも臨機応変に考慮する必要があります。もし、対策本部と連絡が取れない場合は、避難誘導班員は、独自の判断で行動することになるので、平素から避難所の代替措置として集会所などの使用できるような場所を考えておく必要があります。

#### (注 意)

- ・市の発令する避難勧告等の伝達が遅れたり、あるいは指示が届かない場合も想定されるので、組織として自主的に避難することも念頭に置くことが大切です。
- ・避難するときは、非常持ち出し品を持ち、安全な服装で一時避難場所に避難するように誘導する。
- ・一時避難場所については、自治会内の各地域によって周囲の地理的環境が異なるので、自主防災組織でそれぞれの班(組)等の単位で決めていただく必要があります。

#### (2) 一時避難場所

地域内にある公園、広場、神社等、自治会内で決めた一時的な避難場所です。ここから市の避難場所へ避難する場合は、極力集団で避難するよう心がけましょう。また、水害時を想定して屋根のある建物が設置されている施設を選ぶなど配慮をすると共に、適当な場所が自治会内にない場合には、地域内にある事業所を利用させてもらえないか等、検討することも必要です。

### (3) 給食・給水活動

災害が発生した場合、停電、断水、ガスの供給停止等が予想されます。また、食料、飲料水及び生活用水も不足します。これに対処するための給食・給水活動における注意点は以下のとおりです。

#### (給食・給水の注意点)

- ・避難者に対し、備蓄食料や供給された食料を均等に配分できるように、人数を確認する。
- ・給水活動が速やかに行えるように、避難所への給水車の進入経路を確保する。
- ・災害発生当初は混乱が予想されるため、調理を必要としないものから配分する。

### (4) 避難生活

避難生活における秩序を保ち、お互いに助け合って少しでも快適に過ごせるよう、自主防災組織として活動しましょう。

#### (避難生活の注意点)

##### ・避難者名簿の作成

避難した際は、自主防災組織ごとの避難者名簿を作成し、避難所にいる市職員へ渡してください。

##### ・情報伝達

市災害対策本部からの情報は、市の避難所担当職員が口頭及び掲示板等を利用して周知します。また、市への連絡事項は、市職員へ直接伝えてください。

##### ・プライバシーの保護

お互いのプライバシーの保護に気をつけましょう。

##### ・要支援者への配慮

介護は家族が行いますが、家族がいない人などは、組織で協力します。必要によりヘルパーやボランティアの派遣を要請します。

### (5) 地震災害時の注意点

主として、地震が発生した時に行う自主防災組織の活動と注意点は以下のとおりです。

#### 1. 地震の場合の避難勧告・避難指示（緊急）

市では地震の発生、火災の延焼などにより、住民の生命及び身体を保護する必要があると認められる時に、避難勧告を行います。また、危険の切迫度及び避難の状況等により、急を要する時は避難指示（緊急）を行います。

#### 2. 被災者の救出・救護活動

##### （救出活動の手順）

- ①まず自分の安全を確認し、家族や隣人の救出にあたる。
- ②大きな声をあげて反応を確かめ、負傷者などの居場所の情報を集める。
- ③居場所を確認したら、救出活動に協力できる人を集める。
- ④のこぎり、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出する。
- ⑤大規模な救出作業が必要な場合は、チェーンソーやエンジンカッターなどの資機材を利用しますが、無理な場合は、速やかに消防本部などに出動を要請します。また、すぐに救出できない場合は、被災者の位置確認や人数の正確な把握に努めます。

##### （留意点）

- ・1人では行動できない要支援者等の安全確認と救出には、特に配慮が必要です。
- ・救出活動は危険が伴います。2次災害に十分気をつけ、無理のない範囲で救出活動を行ってください。

##### （救護活動の手順）

- ①軽傷の場合は、応急救護品で手当てを行う。
- ②医師による治療が必要な場合や重傷者は、市が開設する救護所や病院へ搬送する。
- ③重傷者の搬送は消防本部へ通報する。

#### 4. 初期消火活動

大規模火災が発生した場合、道路の損壊や火災同時多発により消防機関の活動は、通常の火災よりも制限されます。このため、火災が発生した場合には、地域の自主防災組織が協力して初期消火に当たって

ださい。ただし、地域で行う初期消火はあくまで火災の延焼を防止することが目的です。決して無理はせず、消防署員や消防団員が到着したら、その指示に従ってください。

- ・ **地震発生** → → → 地震の揺れがおさまってから、火の始末

↓↓↓

- ・ **出火** → → → 消火器、バケツなどを使って自ら消火

↓↓↓

- ・ **火災発生** → → → 自治会内施設等のホースおよび筒先、バケツリレーなどによる自主防災組織の初期消火  
消防機関が消火を開始したら、その指示に従うこと

↓↓↓

- ・ **延焼拡大** → → → 消防機関による消火。避難誘導班の指示に従い避難を開始

↓↓↓

- ・ **避難**

### 第3章 平常時には防災活動はどのようなことを行うか

#### 1. 地域住民への防災知識の普及・啓発

※各家庭の防災対策が基本であることを理解していただく。

##### (1) 食料・飲料水の備蓄

家庭内では、概ね3日間程度の食料や水を蓄えると共に、救急医薬品を準備しておくことが大切です。

また、非常持ち出し品はリュックなどに入れてすぐに持ち出せる状態で保管し、食料は一定期間で入れ替えます。

##### <備蓄品リスト>

▽食料（3日分）：乾パン、缶詰、お菓子類、レトルト食品、インスタント食品など

▽飲料水：1人につき1日3リットルの水を最低3日分

▽救急医薬品：かぜ薬、胃腸薬、常備薬、消毒薬、傷薬、包帯、ばんそうこうなど

##### <非常持出品リスト>

▽食料、飲料水

▽雨具、防寒着、衣類、下着

▽懐中電灯、携帯ラジオ、予備の電池、携帯電話（充電器）、ビニールシート、洗面具、タオル、ティッシュペーパー、生理用品、救急医薬品、貴重品など

※ただし、緊急時は人命が優先されるため、「非常持ち出し品を準備している間に避難行動が遅れてしまった」というようなことがないように、注意してください。

##### (2) 家庭内での役割分担

いざという時、少しでも落ち着いて行動できるよう、家族みんなの防災意識を高め、それぞれの役割分担や連絡方法を確認しておきましょう。

▽家族がバラバラに離れている時に、災害が発生した場合の連絡方法

▽避難場所と避難経路

▽火の始末、非常持出品の搬出など家庭での役割分担

▽高齢者などの要援護者の確認、避難の役割分担

##### ※自主防災組織の主な活動例

□防災講演会の開催や関係機関の講演会、研修会に参加する。

- 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成、配布を行う。
- 地域内を実際に歩いてみて、地域危険箇所（例えば、家の塀・橋等）の確認を行う。できれば、防災マップの作成を考える。

## 2. 防災、防犯のための危険箇所把握と要援護者対策

防災、防犯という観点から、日常的に地域の危険箇所を把握しておくことが大切です。このことは、要支援者のための安全な避難経路を確保することにも役立ちます。

- ▽枯れ草等により火災発生の恐れがある空地、土砂災害発生の危険性がある箇所等を確認する。
- ▽消火栓、防火水槽等の消防設備を確認すると共に、河川、池等の水利についても確認する。
- ▽空地、空家、河川、池等が、災害時以外にも子どもや高齢者にとって危険な場所でないか点検し、必要であれば対策を講じる。
- ▽一人暮らし高齢者、障がい者など災害時に自主的な避難が困難な住民について、日頃から避難行動要支援者名簿により把握し、支援担当世帯を事前に割り当てておく。なお、名簿の取り扱いに関しては、「安易にコピーしない」「業者等の外部に情報を漏らさない」など、個人情報の保護に十分配慮すること。

## 3. 防災資機材の整備・点検

防災資機材としては、次のようなものが考えられますが、地域の実情に応じて必要なものを選択する必要があります。また、いざという時にすぐ活用できるよう、点検日を定めて普段から定期的な点検を行うことが大切です。

### （1）一般的な資機材の例

- ①情報班・・・ハンドマイク等
- ②消火班・・・消火器、水バケツ、可搬式動力ポンプ一式等
- ③救出救護班・・・バール、はしご、のこぎり、スコップ、シャベル、なた、つるはし、ジャッキ、ペンチ、大ハンマー、救命ロープ、チェーンソー、一輪車、リヤカー、かけや、担架、救急セット、テント、毛布、シート等
- ④避難誘導班・・・強力ライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、笛、投光器、発電機、燃料等
- ⑤給食給水班・・・コンロ、ポリタンク、炊飯設備、鍋等

⑥その他・・・くい、土のう袋、簡易格納庫等

#### 4. 自主防災組織の防災訓練

(1) より効果的な訓練にするために・・・

##### ①関係機関との調整

訓練の実施計画を立てる段階で、消防本部や市の防災担当者に相談すると効果的です。正しい知識、技術を習得するために、消防署・消防団などの指導を受けるようにしましょう。

##### ②地域の特性に応じた訓練の実施

- ・住宅密集地域での延焼火災を想定した訓練
- ・急傾斜地での土砂崩れ、がけ崩れを想定した訓練
- ・事業所が混在した地域では、事業所と住民との合同訓練

##### ③訓練内容に変化をつける

様々な年代の人に参加してもらうことが望ましいので、テーマや年代層をしぼったり、他のイベント開催時に合わせて訓練することも効果的です。

##### ④興味を持って参加し、楽しめる訓練に

訓練の中にイベント的な要素を取り入れるなど、少しでも参加しやすくなるような工夫をします。また、体の不自由な方にも積極的に参加してもらうような働きかけも大切です。

例：バケツリレー競争・担架競争・情報伝達ゲーム・防災クイズなど

#### (2) 各種訓練の例

防災訓練では、概ね下記の訓練が代表的な訓練として実施されています。

##### ①情報収集・伝達訓練

###### (ア) 情報収集訓練

地域内の被災状況、災害危険箇所の見回り結果及び避難の状況等、情報を正確かつ迅速に収集し、市災害対策本部に連絡します。

###### (イ) 情報伝達訓練

市や防災機関の指示等を正確かつ迅速に地域内の住民に伝達します。

###### (ウ) 要援護者等の安否確認訓練

一人暮らし高齢者、障がい者等の要支援者に的確な情報を伝え、安否確認と避難、救護に必要な体制などを確認します。

##### ②初期消火訓練

大きな地震では、最も怖いものの一つは火災です。自主防災組織においても、火災発生時の初期消火方法を習得しておくことが重要です。主な訓練には消火器による消火、バケツリレーによる消火、自治会で設置



したホース・筒先等を使用した消火等があります。また、火災の危険から身を守る方法も合わせて習得すると効果的です。

### ③避難訓練

災害が発生し、適切な避難誘導を行わなければ、住民はバラバラに移動し、相互の連絡が取れない状況になります。避難誘導班を中心として、組織ぐるみで避難訓練を実施しましょう。特に、要支援者の誘導については、日頃から救出救護班と連携して、支援担当世帯等を事前に割り当てておきます。

### ④救出・救護訓練

はしご、ロープ、バール等の救出用資機材の使用方法について訓練します。また、負傷者の応急手当ての方法、搬送の方法等についても練習します。なお、倒壊家屋からの救出訓練や負傷者の救護訓練は、かなり技術的、専門的な要素があるため、消防署職員等に指導してもらいながら、訓練を実施します。

### ⑤給食・給水訓練

大規模な災害が起こると救助物資の不足による混乱が予想されます。訓練では、炊飯装置等を活用して食料を確保する方法を習熟するほか、市災害対策本部からの救援物資をみんなが公平に入手できるような配給体制を作ることが必要です。

## 5. 協働による自主防災組織の活性化

大災害の発生に対し、一地域の自主防災組織だけで対応することはきわめて困難です。他の自主防災組織（同じ避難所単位等）と相互の情報を交換し助け合う体制が必要です。

また、自主防災組織以外にも、消防団や学校、事業所等と普段から連携を取ることによって、いざという時一体となって防災活動を行うことが可能となります。

### ・消防団との連携

日頃から火災予防や消火訓練を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとって、最も頼れる存在です。消火訓練はもちろん、救出・救護や避難地での活動においても、消防団と密接な連携を取ることが必要です。

- 消防団の保有する資機材情報の提供
- 災害時の救出・救護、誘導などの協力

#### ・ 近隣の自主防災組織との連携

災害時、避難所が一緒になる場合があります。日頃からコミュニケーションをとり、災害時に混乱が起これないようにしましょう。共通の認識が持てるよう心がけます。

- 災害時の応援協力体制の確立
- 保有する資機材情報の提供
- 避難所運営方法の確認（役割分担の確認）

#### ・ 学校（教職員）との連携

学校の多くは避難所となっており、学校の教職員も避難所の運営に関わります。実際に避難した際に混乱しないよう、避難所の設置や運営について話し合っておきましょう。

- 避難所運営についての体制の確立
- 学校施設の状況や保有する資機材の確認

#### ・ 地域の事業所との連携

災害時、事業所が保有する資機材の提供や、従業員による救出・救護活動への協力が得られれば非常に役立ちます。防災訓練への参加を呼びかけたり、事業所が実施する防災訓練へ協力するなど、日頃から密接な連携を図っておきます。

- 災害時（訓練時）における協力体制の確立
- 防災訓練への参加呼びかけ
- 救出・救護、要援護者の避難などへの従業員の協力
- 一時避難所としての施設の開放（今後の検討内容）

(参 考)

### ＜避難行動要支援者の安全な避難のために・・・支援のポイント＞

障がいの種類や程度などの状況によって、要支援者へ配慮することや注意することはさまざまです。

一般的な要支援者への支援のポイントについて、ご紹介します。

#### (1) 身体障がい者の方への配慮

##### ＜目の不自由な方のために＞

###### (支援のポイント)

- ・日頃から、あいさつや声かけを行うなど、音声によるコミュニケーションをとるように心がけたり、手引きで出歩いたりしましょう。
- ・災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。避難誘導をする際は、自分のひじの上あたりをつかんでもらったり、肩に手を置いてもらうなど誘導しやすい方法で、自分が先に立ってゆっくり誘導しましょう。

##### ＜耳の不自由な方のために＞

###### (支援のポイント)

- ・日頃から、あいさつや声かけを行ったり、筆談や手話、身振りなどで、コミュニケーションをとるように心がけましょう。また、個々によりそれぞれのコミュニケーションの取り方が違うので、確認し慣れておきましょう。
- ・口の動きで、言葉を読み取ることができる人もいるので、正面から口を大きく開けて、ゆっくり話しかけましょう。
- ・災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また、筆談をするために、メモやペンを用意しておきましょう。(筆談の場合は、要点を簡潔に書くとわかりやすいです)
- ・避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。

##### ＜音声・言語機能障がいをお持ちの方のために＞

###### (支援のポイント)

- ・日頃から、あいさつや声かけを行ったり、筆談や手話、身振りなどで、コミュニケーションをとるように心がけましょう。また、個々によりそれぞれのコミュニケーションの取り方が違うので、確認し慣れておきましょう。
- ・相手の言葉を注意深く聞き取るように心がけましょう。

- ・災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また、筆談をするために、メモやペンを用意しておきましょう。
- ・避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。

### ＜肢体の不自由な方などのために＞

#### （支援のポイント）

- ・日頃から、あいさつや声かけを行うなどで、コミュニケーションをとるように心がけましょう。
- ・自立歩行が困難な方や寝たきりの方を移動させる場合には、日頃から車いすや担架などで移動させる訓練を行いましょう。また、移動用具のある場所を事前に確認しておきましょう。移動用具がない場合には、毛布や衣類などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。
- ・車いすに乗った方を移動させる時は、いすの幅（約90センチ）が必要ですので、注意しながら誘導しましょう。また、段差や坂道では、ゆっくり安全に誘導しましょう。
- ・災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また、言葉が不自由な方には、筆談をするために、メモやペンを用意しておきましょう。
- ・一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して避難誘導にあたりましょう。
- ・避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に注意しましょう。

### ＜内部（心臓・腎臓・呼吸器等）障がいをお持ちの方のために＞

#### （支援のポイント）

- ・日頃から、あいさつや声かけを行うなどで、コミュニケーションをとるように心がけましょう。
- ・自立歩行が困難な方や寝たきりの方を移動させる場合には、日頃から車いすや担架などで移動させる訓練を行いましょう。また、移動用具のある場所を事前に確認しておきましょう。移動用具がない場合には、毛布や衣類などで応急担架を作ることができますので、その方法について確認しておきましょう。
- ・車いすに乗った方を移動させるときは、いすの幅（約90センチ）が必要ですので、注意しながら誘導しましょう。また、段差や坂道ではゆっくり安全に誘導しましょう。
- ・災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょ

- う。
- ・かかりつけの医療機関や必要な医療機材、医薬品などを事前に確認しておきましょう。
  - ・一人で助けられない場合は、無理をせず周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたりましょう。
  - ・避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に注意しましょう。

## (2) 知的障がい者の方への配慮

### (支援のポイント)

- ・日頃から、あいさつや声かけを行うなどで、コミュニケーションを積極的にとるように心がけましょう。
- ・災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、絶えず優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。
- ・言葉で伝わりにくい場合には、ジェスチャーや絵で理解してもらえるように工夫をしましょう。
- ・必ず誰かが付き添うようにしましょう。
- ・避難誘導をする際は、状況を伝えながら、手を引いて安全に誘導しましょう。

## (3) 精神障がい者の方への配慮

### (支援のポイント)

- ・日頃から、あいさつや声かけを行うなどで、コミュニケーションをとるように心がけましょう。
- ・かかりつけの医療機関があれば、事前に確認しておきましょう。
- ・災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、絶えず優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。
- ・必ず誰かが付き添うようにしましょう。
- ・避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。

## (4) 寝たきりの方への配慮

### (支援のポイント)

- ・日頃から、自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるよう心がけましょう。
- ・日頃から、担架などで移動させる訓練を行いましょう。また、移動用具のある場所を事前に確認しておきましょう。移動用具がない場合には、毛布や衣類などで応急担架を作ることができますので、その方法について確

認しておきましょう。

- ・医療・介護関係者や家族等との連絡体制を確認しておきましょう。
- ・災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また、適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。
- ・一人で助けられない場合は、無理をせず周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたりましょう。
- ・避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。

## **(5) 認知症を有する方への配慮**

### **(支援のポイント)**

- ・日頃から、自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションをとるよう心がけましょう。
- ・医療・介護関係者や家族等との連絡体制を確認しておきましょう。
- ・災害時には、いち早く安否確認に向かいましょう。また、適切な情報を伝えて、恐怖感をあたえないよう、絶えず優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。
- ・必ず誰かが付き添うようにしましょう。
- ・避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。

## **(6) ひとり暮らし高齢者の方への配慮**

### **(支援のポイント)**

- ・日頃から、あいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるよう心がけましょう。
- ・いざという時のために、社会参加を積極的に呼びかけましょう。
- ・災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。
- ・避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。

## **(7) 在住外国人の方への配慮**

### **(支援のポイント)**

- ・日頃から、ジェスチャー、簡単な日本語などを活用し、あいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるよう心がけましょう。
- ・日本語がどれくらい理解できるのかを平素から確認しておきましょう。
- ・災害時には、いち早く適切な情報を、簡単な日本語、ジェスチャー、絵などを用いて、わかりやすく伝え、不安をやわらげてあげましょう。
- ・避難誘導をする際は、状況を伝えながら、安全に誘導しましょう。

- \* 以上の避難行動要支援者への共通支援として・・・
- 可能であれば、各自主防災組織の避難訓練への参加、或いは平素において、一緒に避難所まで連れて行き（散歩などに取り入れる）、経路の確認や道中の危険物把握など災害に備えて、支援方法の確認を行いましょう。